

平成二十九年三月作成

【都市計画区域】

和光都市計画区域 面積 1,104ha
当初決定 昭和26年6月20日 建設省告示第630号
(大田地区区域線 1,108ha)

【市街化区域及び市街化調整区域】

市街化区域 面積 741ha
市街化調整区域 面積 363ha
当初決定 昭和45年8月25日 埼玉県告示第901号

区域区分変更 昭和53年6月27日 埼玉県告示第991号
昭和59年12月26日 埼玉県告示第1845号
区域変更 平成10年11月27日 埼玉県告示第1536号
(市街化調整区域の縮小)
平成17年7月29日 埼玉県告示第1550号
区域区分変更 平成21年11月20日 埼玉県告示第1546号
(和光北インター地区の追加)
区域区分変更 平成29年1月27日 埼玉県告示第92号
(広沢地区区域線の追加)

【用途地域】

当初決定 昭和42年9月29日 建設省告示第3159号
(4種類の用途地域)
変更 昭和48年12月26日 埼玉県告示第1639号
(第一種中高層住居専用地区の追加)
昭和53年6月27日 埼玉県告示第993号

【地区計画】

(白子三丁目地区地区計画)
当初決定 平成21年11月20日 和光市告示第183号
最終決定 平成25年6月18日 和光市告示第128号
(地区整備計画の追加)

(和光市駅北口地区地区計画)
当初決定 平成25年6月18日 和光市告示第128号
最終決定 平成29年1月27日 和光市告示第12号
(広沢地区の追加)

【高度地区】

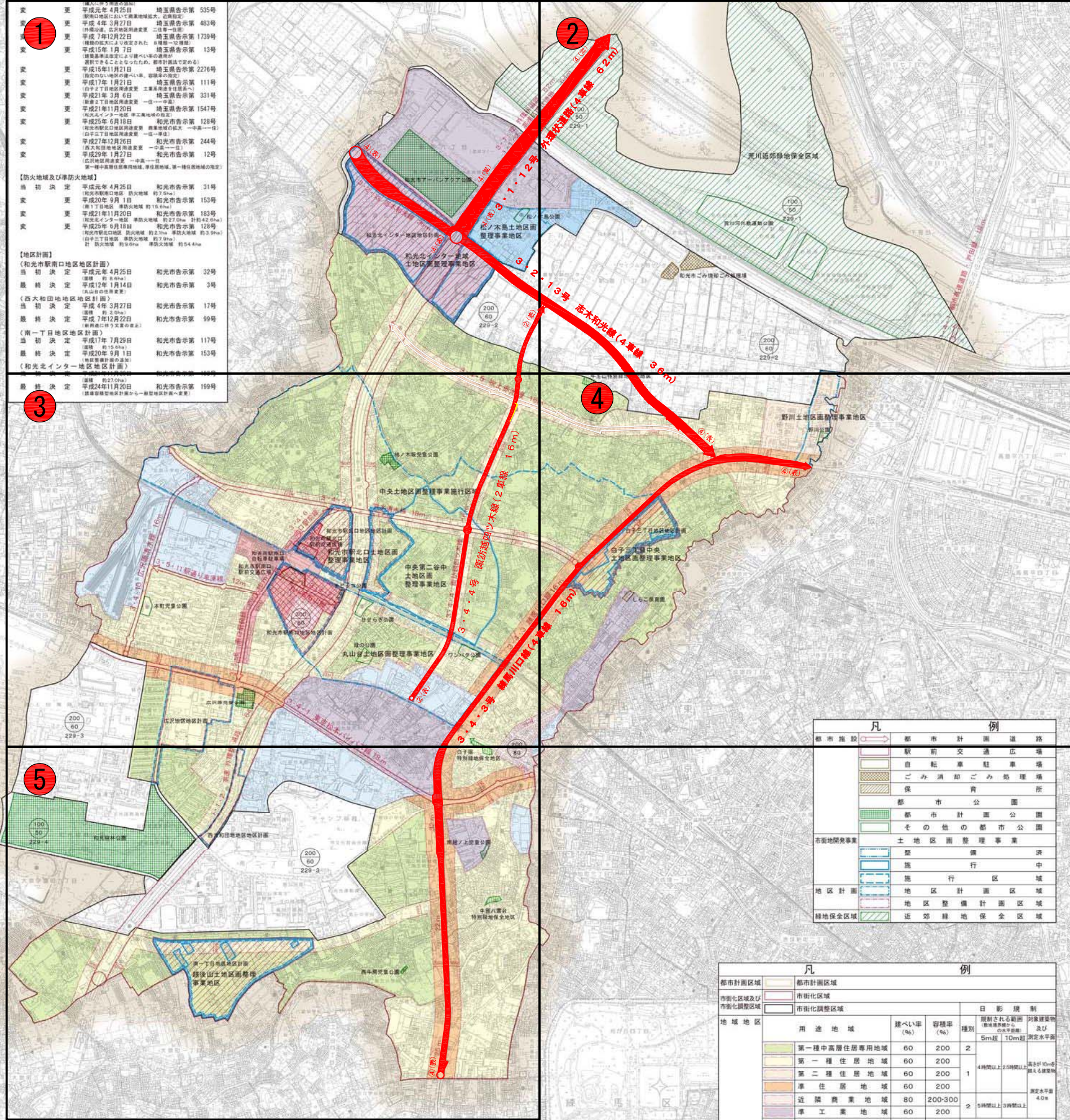
決定 平成18年3月10日 和光市告示第27号
変更 平成21年2月20日 和光市告示第23号
(25m高度地区-約48.8ha、35m高度地区-約36.3ha)
変更 平成25年6月18日 和光市告示第128号
(和光市駅北口地区の追加)
変更 平成25年6月18日 和光市告示第128号
(和光市駅北口地区の追加)
変更 平成25年12月26日 和光市告示第244号
(南大和地区地区整備事業追加)
変更 平成29年1月27日 和光市告示第12号
(広沢地区の追加)
(25m高度地区-約31.8ha、35m高度地区-約44.3ha)

凡例

赤線 決定/変更する路線(変更後) 黄線 削除(廃止)する[路線/区間]

② 2車線 ④ 4車線

(表) 地表式 (嵩) 嵩上式



凡例

都市施設 駅前交通広場、自転車駐留場、ごみ清却ごみ処理場、保育所、都市公園、都市計画公園、その他の都市公園

市街地開発事業 土地地区画整理事業、整備済、施行中、施行区域

地区計画 地区計画区域、地区整備計画区域

緑地保全区域 近郊緑地保全区域

凡例

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	種別	日影規制	対象建築物
第一種中高層住居専用地域	60	200	2	4種以上、25種以上	高さ10mを超える建築物			
第一種住居地域	60	200	1	4種以上、25種以上	高さ10mを超える建築物			
第二種住居地域	60	200	1	4種以上、25種以上	高さ10mを超える建築物			
準住居地域	60	200	1	4種以上、25種以上	高さ10mを超える建築物			
近隣商業地域	80	200-300	2	5種以上、25種以上	高さ10mを超える建築物			
準工業地域	60	200	2	5種以上、25種以上	高さ10mを超える建築物			
商業地域	80	400	2	5種以上、25種以上	高さ10mを超える建築物			
工業地域	60	200	2	5種以上、25種以上	高さ10mを超える建築物			
工業専用地域	60	200	2	5種以上、25種以上	高さ10mを超える建築物			
防火地域					規制なし			
特別緑地保全地区					規制なし			
準防火地域					規制なし			

地区番号 地区区分 建ぺい率(%) 容積率(%) 日影規制

229-1-4 0.4 1.25 20m+1.25 50 100 2 4種以上、25種以上 高さ10mを超える建築物

229-2-3 0.4 1.25 20m+1.25 60 200 3 4種以上、25種以上 高さ10mを超える建築物

- 1.平成10年12月編成
- 2.平成11年12月編成(2,500㎡以上縮小編成)
- 3.平成15年6月編成
- 4.平成16年1月編成(2,500㎡以上縮小編成)
- 5.平成16年11月住居表示変更
- 6.平成17年12月一編成
- 7.平成20年9月編成
- 8.平成21年1月編成(2,500㎡以上縮小編成)

1:10,000

この測量成果は、建設省国土院院長の承認を得て同院所管の測量課及び測量成果を使用して得たものである。(測量番号) 平10 図3 第305号

この測量成果は、国土院院長の承認をうけて得たものである。(測量番号) 平成15 図3 第37号

この測量成果は、国土院院長の承認及び測量課を経て同院所管の測量課成果を使用して得たものである。(測量番号) 平20 図3 第225号

国際航業株式会社調整